

2021 December

12

No.862

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市

今月の記事

● 日本年金機構

- ・標準報酬月額の特例改定について
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合
健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します。…………… 2～3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・佐賀さいこう表彰の表彰式が行われました！…………… 4
- ・始めましょう！がばい健康企業宣言！…………… 4
- ・「がばい健康企業宣言」エントリーシート…………… 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のごあんない…………… 6
- ・全国国民年金基金…………… 7
- ・年金相談窓口開設等…………… 8
- ・社会保険手続きは電子申請でカンタンに！…………… 8

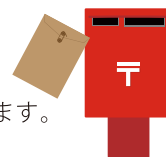
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆さまへ

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の 特例改定を延長等します。

令和3年8月から令和3年12月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は、**令和3年9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。

対象となる方

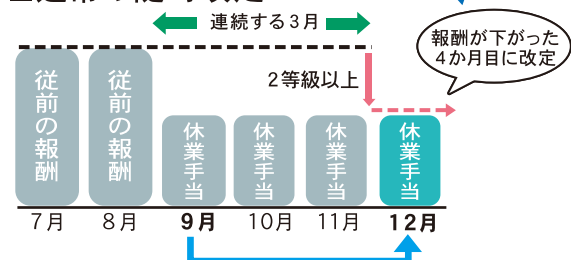
(1) 新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和3年8月から令和3年12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)

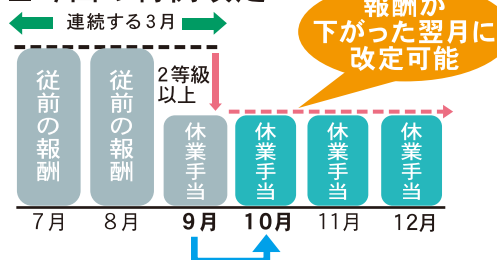
例えば9月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の12月に改定となります。

■通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
10月から改定が可能となります。

■今回の特例改定



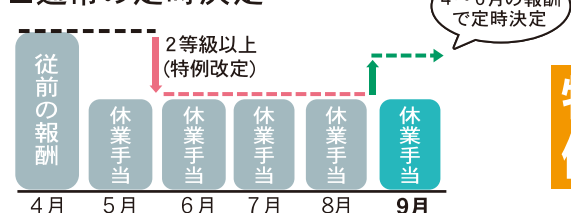
※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

(2) 令和2年6月から令和3年5月までに休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年6月から令和3年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方
(令和2年度において、定時決定における保険者算定の特例を受けた方を含む・休業が回復した者を除く)
- 令和3年8月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、令和3年9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している(上記(1)と同様です。)

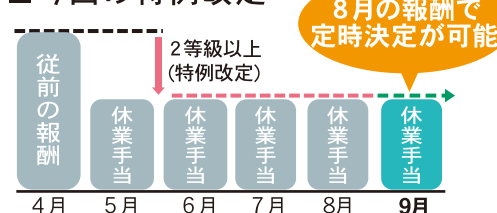
通常であれば4月から6月の報酬の平均で
定時決定が行われます。

■通常の定時決定



今回の特例を利用した場合
8月の報酬で定時決定が可能となります。

■今回の特例改定



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる保険料

- 休業により報酬等が急減した月(2)の場合は令和3年8月となります。)の翌月以降の保険料が対象となります。

※令和4年2月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能です。給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- 月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

申請期限 令和4年2月28日(必着)

※管轄の年金事務所へ郵送してください。(窓口へのご提出も可能です。)

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

※「対象となる方」の(1)に該当する方は「令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合」の月額変更届(特例改定用)を、(2)に該当する方は「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届(定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料)を使用してください。

標準報酬月額の特例改定の延長等 Q&A

Q1 固定的賃金に変動がない場合でも特例改定の対象となりますか？

A 今回の特例改定に限り、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、要件に該当する場合は改定の対象となります。

(例えば、日給者の日給単価に変更はなく勤務日数が減少したことにより報酬が減少した場合、休業により報酬が支払われていない場合なども対象となります。)

Q3 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 今回の特例改定に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われていなくても、給与計算の基礎日数として取り扱ってください。

その上でも、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満(※)となる場合は、特例改定の対象となりません。

※特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満。

Q2 休業のため、給与を支給していない場合や支援金(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金)を受ける場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 給与を支給していない場合や支援金を受ける場合でも、特例改定の対象となります。この場合、実際の給与支給額(※)に基づき標準報酬月額を改定することとなり、報酬が支払われていない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額(健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円)として改定することとなります。

※支援金は、給与支給額には含みません。

Q4 休業が回復した場合には、届出が必要となりますか？

A 休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合には、その翌月から休業が回復した月における標準報酬月額に改定することとなります。該当する場合は、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定(「休業が回復した場合」の月額変更届(特例改定用))の届出を行ってください。

※実際の報酬支払の日数が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上)となった月です。

※「対象となる方」の(2)に該当する方も同様です。

- 詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

・受付時間/月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei3.html>



社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和3年12月分保険料の納付期限は令和4年1月31日(月)です。

令和3年10月25日に佐賀県主催による 佐賀さいこう表彰(健康経営®部門)の 表彰式が行われました!

佐賀さいこう表彰とは?

健康経営®に取り組み、特に他の模範となる優れた事業所を表彰することにより、意欲増進や健康経営®への意識向上を図るとともに、社会的評価を高め、県内事業所の健全な発展に資することを目的としています。

※健康経営®はNPO法人健康経営研究所の登録商標です。



左:西日本総合コンサルタント 株式会社
代表取締役 福島 裕充 氏

協会けんぽ佐賀支部加入事業所からは「西日本総合コンサルタント株式会社」様が表彰されました!
健診受診・保健指導の受け入れ徹底等により、佐賀支部の優良認定を受けていらっしゃるほか、運動不足解消や、社員間のコミュニケーションの円滑化、自然や地域住民との触れ合いによるリラックス効果を目的として棚田景観維持のための耕作放棄地の草刈りを行っています。

あなたの会社、健康宣言はお済みですか?

始めましょう!がばい健康企業宣言!



詳細はこちらをご覧ください。

がばい健康企業宣言の流れ

STEP① 健康宣言

エントリーシート(次ページに掲載)をFAXなどで提出

STEP② 取り組み内容の 検討

保健師等の専門職が貴社に訪問し、健康課題に応じた取り組みを検討

STEP③ 取り組みの 実施

企業として取り組む姿勢を社内外に発信し、取り組みを実行

STEP④ 取り組みの 見直し、評価

取り組みの振り返りとしてアンケート(実施結果レポート)を提出(3月頃)

STEP⑤ 優良認定

取り組み内容が優良な事業所様には、協会けんぽより優良認定させていただき、認定証を交付(7月頃)



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

(あて先)
協会けんぽ 佐賀支部

FAX:0952-27-0617

このページをコピーのうえ、FAXまたは郵送にてご提出ください。

エントリーシート

※健康保険委員、メールマガジン登録用紙兼用

「がばい健康企業宣言」

わが社は、全従業員が健康で働くことができる会社を目指し、
以下の内容を宣言します

1. 事業主自らが積極的に関与し、従業員の健康づくりに取り組みます
2. 従業員の健康課題を把握し、改善に向けた健康づくりに取り組みます
3. 協会けんぽと連携した健康づくりを実施します

事業所住所

事業所名称

事業主名

事業主印

印

■ 協会けんぽ佐賀支部との窓口になっていただける方のご登録をお願いします。(健康保険委員の登録含む)

健康保険証の 記号・番号	記号：	番号：
所属部署名	担当者名	
電話番号	—	—
メールアドレス	@	

■ 佐賀支部ホームページに事業所名の掲載をご希望されない場合はチェックしてください。

☐

■ 上記ご担当者様を健康保険委員として新規登録することにご同意されない場合はチェックしてください。

☐

■ 月に一度のメールマガジンの配信をご希望されない場合はチェックしてください。

☐

ご利用上の注意事項(利用規約)

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス（以下「本サービス」という）の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録を頂いております。本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりですので、登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。なお、本サービスは、その内容によりHTML形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があり、すべての携帯電話での受信に適した形式で配信しておりません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。

1. 本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。2. 本サービスは、無料（通信料金は除く）でご利用になれます。3. 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。4. 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。5. 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。6. 本サービスは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力が必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。7. 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。（添付ファイルのついたメールは偽物です。）8. 万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーと対比してください。9. メールマガジンの配信については、回線上的問題（メールの遅延、消失）等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。10. 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。11. 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。12. 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。13. 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望等はお受けできません。14. 本注意事項については、必要に応じて改訂する場合があります。改訂する場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！



従業員の皆様へ

シニア層にお得情報満載

講習会のご案内

「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和4年 1月30日(日)	アバンセ(佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	令和4年 2月 6 日(日)	高齢者ふれあい会館 りふれ(唐津市二タ子3-155-4)
鳥栖会場	令和4年 2月13日(日)	サンメッセ鳥栖(鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄会場	令和4年 2月20日(日)	武雄市文化会館(武雄市武雄町武雄5538-1)

講師 ● 社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 **13:20**受付▶**13:40**開始▶**16:00**終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 事業所にお勤めの従業員の方 ※特に50歳以上の方にお勧めします

参 加 料 **会員事業所は無料** (令和3年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

T 840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

＜キリトリ線＞

社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号				宛名シールの左下の7ケタの番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』				
	(佐 賀 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄) 会 場		令和4年	月	日 ()
参加者氏名					
事 業 所 名					
事業所所在地	〒				
	事業所電話番号 () -				
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。					

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

人生100年時代の“プラス年金”

自営業・
フリーランスの
あなたにプラス!



わたしも
入っています。
優 香



全国国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

- ◆掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- ◆ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- ◆加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。

- ◆掛金を年度分前納すると、割引があります。
- ◆65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- ◆万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!



フリーダイヤル

ローゴ

ヨイクニ

0120-65-4192

www.zenkoku-kikin.or.jp/

全国国民年金基金

検索



※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

令和4年1月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 鹿島市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10	11 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	12 有田町役場 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 年金事務所 延長相談19時まで	18 鹿島市役所 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24/31 年金事務所 延長相談19時まで	25 基山町役場 (予約)	26	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

事業主の皆さまへ

社会保険手続きは電子申請でカンタンに!

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。電子申請には様々なメリットがあります。ぜひ、電子申請の利用をご検討ください。



電子申請のメリットって何ですか?

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。



手数料はかかりますか?

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。



電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

＼電子申請がいちばん早い!／

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。
例えば、保険証は紙で申請するより電子申請の方が**3～4日**早く届きます。

ぜひ電子申請をご利用ください!



今年のNHK大河ドラマの主人公渋沢栄一の言葉を拝借。「四十、五十は湊垂れ小僧 六十、七十は働き盛り 九十になって迎えが来たら百まで待てと追い返せ」。平均寿命四十三歳の時代に、九十一歳まで存命だったのに驚き、尊敬。

ドラマの中で頻繁に出てくる大隈重信、江藤新平。その役者さんの佐賀弁の上手さときたら、痛快です。(山)